

介護保険料について

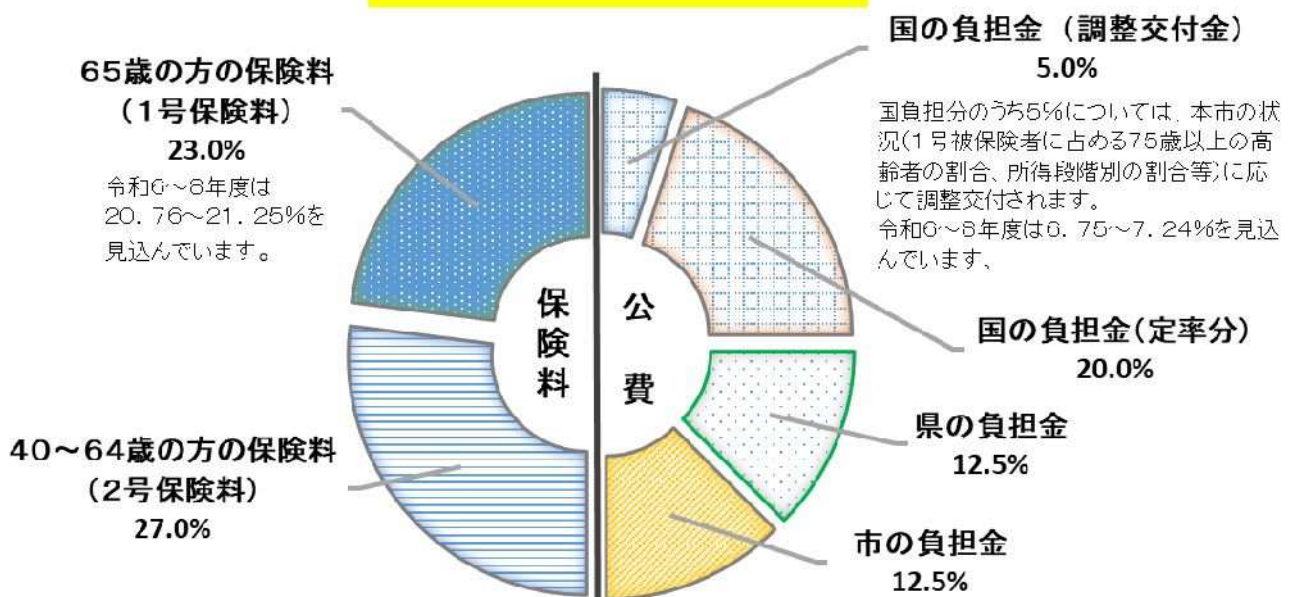
①介護保険の財源

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を家族だけで支えるのではなく、社会全体で支えることをねらいとして制定されました。

40歳以上の方が納める介護保険料は国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

みなさんの御理解と御協力をお願いします。

介護保険の財源の内訳



40歳から64歳の方(第2号被保険者)は、国民健康保険や職場の医療保険から納めます。

65歳(第1号被保険者)になる誕生日の前日が属する月からは、介護保険料として、直接、市に納めます。

例: 10月1日が65歳の誕生日の方→9月分から納めます。

10月2日が65歳の誕生日の方→10月分から納めます。

(年齢の計算に関する法律・民法第143条第2項により)

介護保険料は3年ごとに見直されます

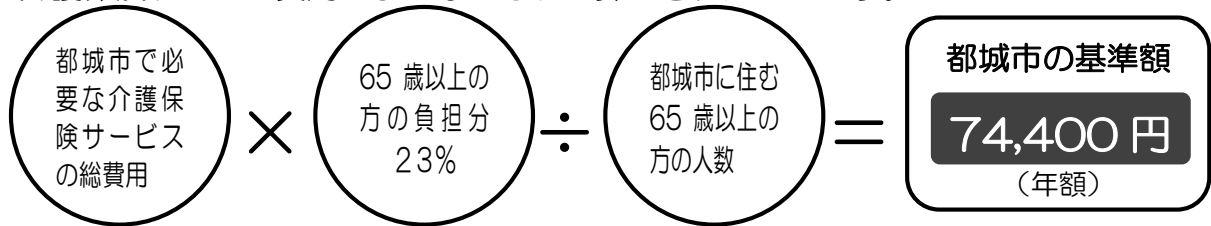
高齢化が進み、介護保険サービスを利用する方の人数や利用量が増えています。

そのため、介護保険サービスを必要とする人が必要なときにサービスを受けることができるように、利用実績等をもとにして在宅、施設サービスの計画を見直します。

その結果、都城市全体の介護保険サービスの利用状況を反映した必要な費用を算出し、介護保険料を決定します。

②65 歳以上の方の保険料の決め方

令和6年度から3年間の保険料「基準額」は、以下のように決定しました。「基準額」とは都城市の介護保険サービス費用がまかなえるよう算出されたものです。



※基準額は全国一律ではなく、各市町村で必要な介護サービスの総費用と65歳以上の人数に応じて算出されます。

介護保険料は「基準額」をもとに、原則として賦課期日（毎年4月1日）現在、都城市内に住所を有する65歳以上の介護保険の被保険者に課せられ、その方の収入や所得、世帯内の課税状況に応じて、段階的に調整されます。

なお、年度の途中で65歳になられた方や、都城市へ転入された方については、月割りで計算されます。

所得段階	対象者		算定式	保険料 (年額)
	住民税 課税状況	前年の収入・所得等		
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者 ○本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得額を除く）の合計が80万円以下の方	基準額× 0.285	21,200円
第2段階		○本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得額を除く）の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額× 0.485	36,080円
第3段階		○本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得額を除く）の合計が120万円を超える方	基準額× 0.685	50,960円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合	○本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得額を除く）の合計が80万円以下の方	基準額× 0.9	66,960円
第5段階		○本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得額を除く）の合計が80万円超の方	基準額	74,400円
第6段階	本人が 市民税課税	○本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.25	93,000円
第7段階		○本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額× 1.35	100,440円
第8段階		○本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額× 1.55	115,320円
第9段階		○本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額× 1.70	126,480円
第10段階		○本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額× 1.90	141,360円
第11段階		○本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額× 2.10	156,240円
第12段階		○本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額× 2.30	171,120円
第13段階		○本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額× 2.40	178,560円

【合計所得金額】「収入金額」から「必要経費の相当額」を差し引いた金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、ただし、介護保険料所得段階第1～第5段階で、合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得から10万円を控除した金額を用います（控除後の額が0円を下回る場合は0円）。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

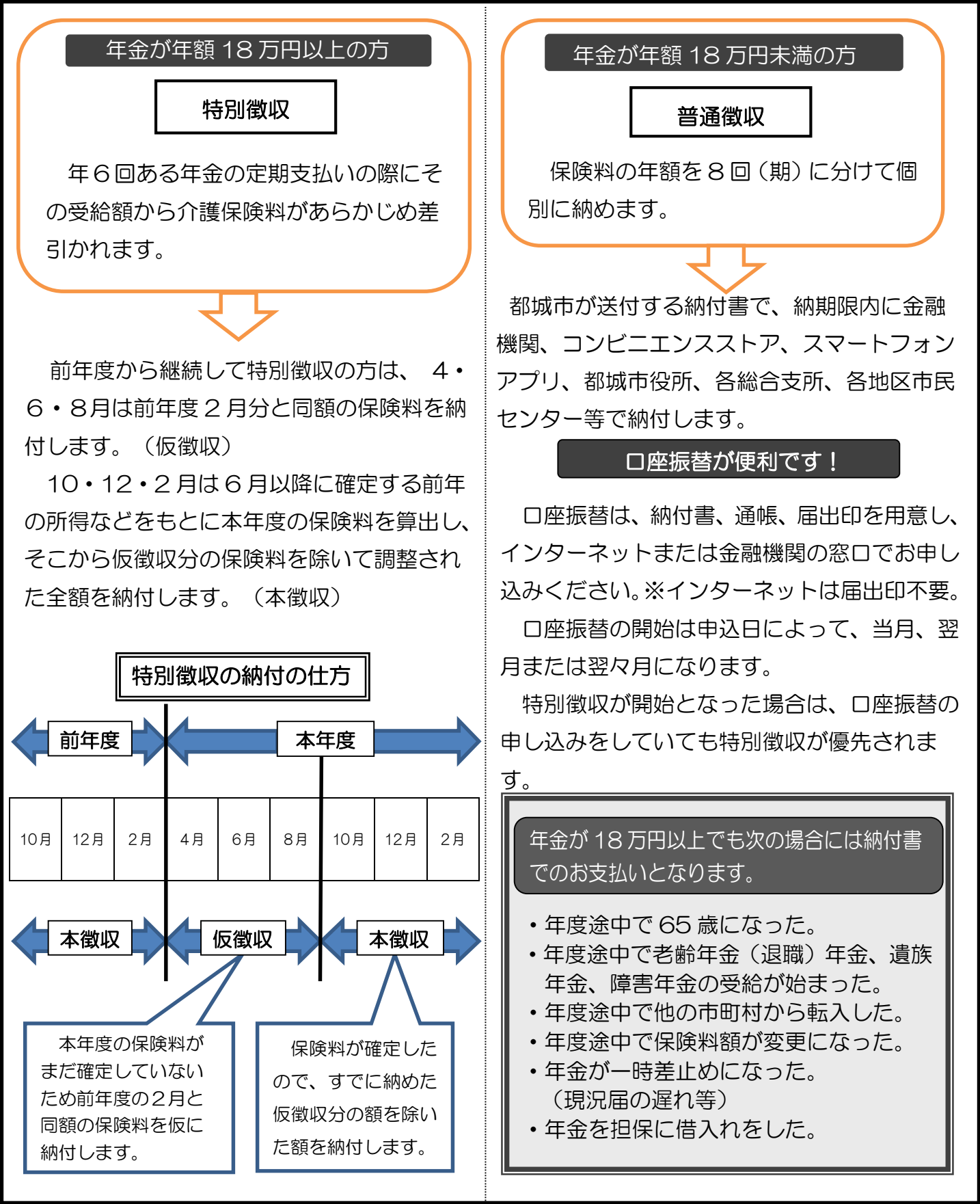
【老齢福祉年金】明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正15年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たす方が受けている年金です。

③65 歳以上の方の保険料の納め方

介護保険料は市民税の課税状況が確定したあとの 7 月に決定し、通知書を送付します。

納め方は受給している年金額によって 2 通りに分かります。

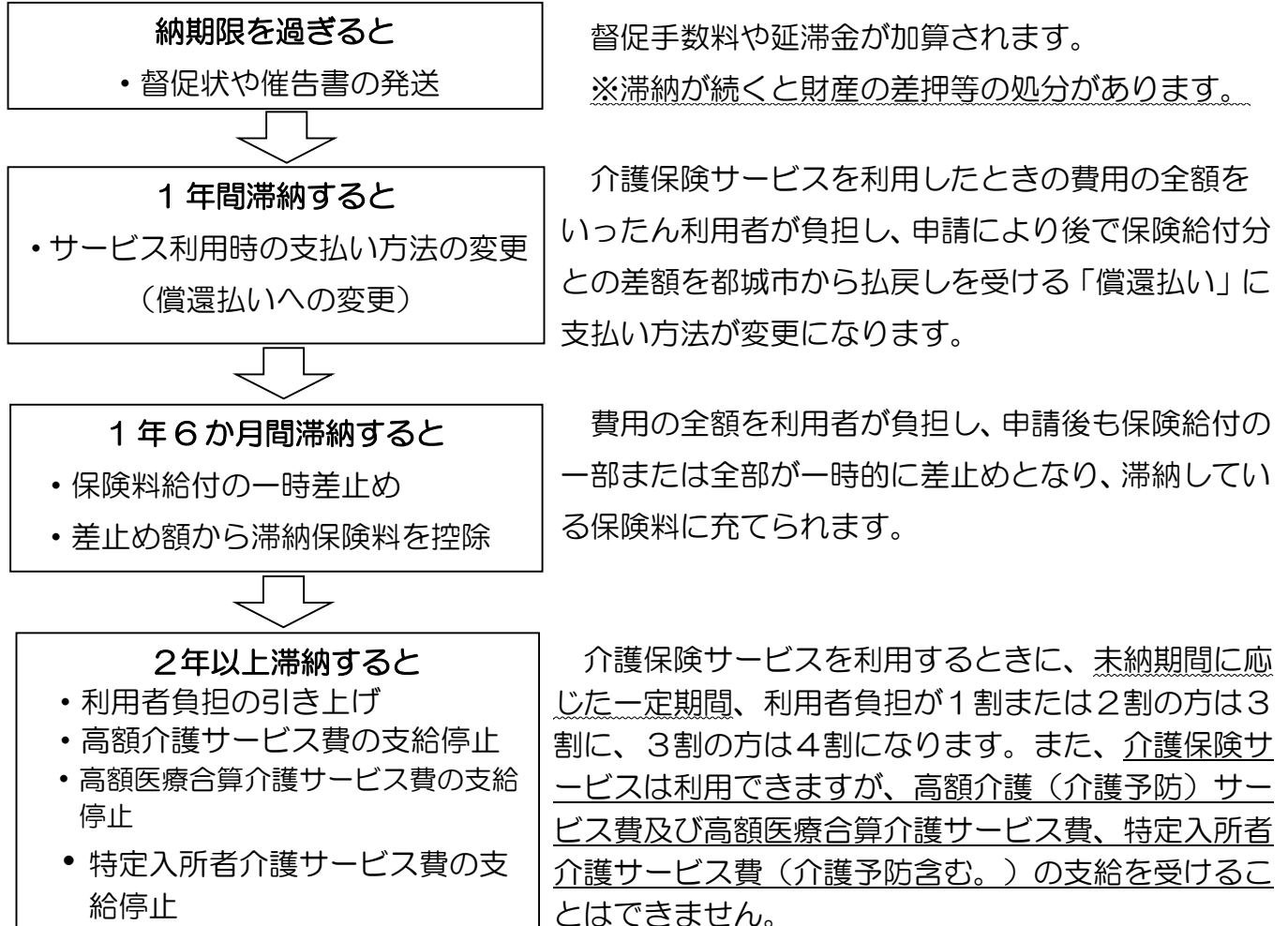
※受給している年金とは老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象になりません。



④保険料を納めないでいると・・・

介護保険では通常、費用の1割・2割または3割を負担すればさまざまな介護保険サービスを御利用いただけます。

保険料の滞納があると、きちんと納めている方との公平を保つために、1割・2割または3割負担で御利用いただけなくなる場合がありますので、御注意ください。



介護保険料Q&A



Q 9月に65歳になり、10月に都城市から介護保険料の納付書が届いたけど、医療保険で差引かれている保険料と二重払いになるんじゃないの？

A

4月から8月（65歳になる月の前月）までの5か月分は、加入している医療保険の保険料から「介護分※」として納めます。（国民健康保険に加入している人は、年度末までの納期に振り分けられます。）

9月から3月までの7か月分は、10月（65歳になった月の翌月）から年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として直接都城市に納付書で納めますので二重払いになることはありません。

※ 国民健康保険に加入している方は、国民保険税（料）として世帯主が納めます。職場の医療保険に加入している方は、給与および賞与から徴収されますので、不安に思われる方は直接、職場に確認してください。